明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔国会事項〕　一
〔人事異動〕
内閣　二
〔叙位・叙勲〕　三
〔褒賞〕　三
〔公告〕
諸事項
官庁　五
財団、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　六
裁判所　六
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　六
会社その他　七

〔省令〕
○戸籍等の謄本等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令（**法務**四）　七
○特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**二五）　八

〔告示〕
○日本国に帰化を許可する件（**法務**二六）　二六
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**同**二七）　二六
○保安林の指定をする件（**農林水産**二二六～二四〇）　二六
○農業保険法第百四十八条第五項の規定に基づき、同項の規定により農林水産大臣が定める特定の収穫共済の共済目的の種類の細区分を定める件の一部を改正する件（**同**二四一）　二六
○令和七年産のうんしゅうみかん等の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件（**同**二四二）　二六
○都市計画に関する件（**東北地方整備局**一五）　二六
○道路に関する件（**九州地方整備局**八）　二六

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔叙位・叙勲〕

〔褒賞〕

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

省令

○法務省令第四号

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十四条第九項の規定に基づき、戸籍等の謄本等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月五日

法務大臣　小泉　龍司

戸籍等の謄本等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令

戸籍等の謄本等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令（平成十八年法務省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（掲示）	（掲示）
第一条　公共サービス実施民間事業者は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第一項第一号に掲げる業務を実施する特定業務取扱事業所（法第三十四条第八項に規定する特定業務取扱事業所をいう。）ごとに、当該業務の実施を委託した地方公共団体（以下「委託地方公共団体」という。）、実施する業務の内容及び当該業務の実施時間を、各特定業務取扱事業所の公衆の見やすい場所に掲示するとともに、ウェブサイトへの掲載により公表しなければならない。	**第一条**　公共サービス実施民間事業者は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第一項第一号に掲げる業務を実施する特定業務取扱事業所（法第三十四条第八項に規定する特定業務取扱事業所をいう。）ごとに、公衆の見やすい場所に、当該業務の実施を委託した地方公共団体（以下「委託地方公共団体」という。）、実施する業務の内容及び当該業務の実施時間を掲示しなければならない。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十五号

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第二条第二項の規定に基づき、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月五日

厚生労働大臣　武見　敬三

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（母子感染者に類する者）	（母子感染者に類する者）
第四条の二　法第二条第二項に規定する厚生労働省令で定める母子感染者に類する者は、次に掲げる者とする。	**第四条の二**　法第二条第二項に規定する厚生労働省令で定める母子感染者に類する者は、次に掲げる者とする。
一　（略）	一　（略）

二　法第二条第二項に規定する母子感染者（以下「母子感染者」という。）又は前号に掲げる者（母子感染者である父を介してＢ型肝炎ウイルスに感染した者を除く。）の胎内又は産道においてＢ型肝炎ウイルスに感染した者	二　法第二条第二項に規定する母子感染者（以下「母子感染者」という。）の胎内又は産道においてＢ型肝炎ウイルスに感染した者

附　則

この省令は、公布の日から施行する。